第十八条第三項中「第十五条第十項から第十二項まで」を「第十五条第九項から第十一項まで」に改め、同項ただし書中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に改め、同条第四項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条の二に次の一項を加える。

5　第二項又は前項の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十条第四項後段を削り、同条に次の一項を加える。

5　前項の規定による報告は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十条の二第六項後段を削り、同条に次の一項を加える。

7　第一項若しくは前項の規定による報告又は第二項若しくは第四項後段の規定による書面の提出は、電子情報処理組織を使用して行わなければならない。ただし、電気通信回線の故障その他の事由により電子情報処理組織を使用して当該報告又は書面の提出を行うことができない場合として財務省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六条中「第十項から第十二項まで」を「第九項から第十一項まで」に、「第十八条の二」を「第十八条の二第一項から第四項まで」に改める。

第六十七条の二第四項中「第十項」を「第九項」に、「第十一項」を「第十項」に改める。

第六十九条の十一第一項第三号中「(爆発物の使用)」を削り、同項第六号中「電磁的記録」の下に「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第百十四条第一項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「第十項」に改め、同項第五号中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改め、同条第二項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「第十一項」を「第十項」に改め、同項第四号中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改める。

第百十四条の二第一号中「第十四項前段」を「第十三項」に改め、同条第五号中「第十七条第四項前段」を「第十七条第四項」に改め、同条第六号中「第二十条第四項前段」を「第十七条第四項」に改める。

第百十五条の二第二号中「第十五条の三第五項前段」を「第十五条の三第五項」に改め、同条第三号中「第十七条の二第三項前段」を「第十七条の二第三項」に改め、同条第五号中「第二十条の二第六項前段」を「第二十条の二第六項」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第四条　関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第四条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十八年度まで」を「平成二十九年度まで」に、「初日(以下この条」を「初日(次項第六号及び第八項」に、「以下この条及び次条」を「次条第一項」に改め、同項ただし書中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項第五号中「以下」を「第七条の六第四項第二号において」に改め、同条第四項ただし書中「同表第一五項から第一九項まで」を「同表の一五の項から一九の項まで」に、「この条において単に「前年」を「この項及び次項において単に「前年」に、「各期間。以下この条」を「各期間。第一号」に、「この条において「平均輸入数量」を「この項及び次項において「平均輸入数量」に改め、同項第一号中「(以下この条」を「(次号及び第三号」に、「別表第一の六第一五項から第一九項まで」を「別表第一の六の一五の項から一九の項まで」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第六項中「物品の輸入数量」とあるのは「」を「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」に改め、「に係る輸入数量」の下に「(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日(以下「一年経過日」という。)前の期間に係るものに限る。)及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。)」を加え、「」と」を「をこれらの項ごと」と」に、「に相当する数量を除く。以下この項」を「(一年経過日前の期間に係るものに限る。)と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量(一年経過日以後の期間に係るものに限る。)との合計数量に相当する数量を除く。以下この項及び次項」に、「読み替える」を「、前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」と読み替える」に改め、同条第七項中「及び第四項」の下に「(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、同条第八項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「この条」を「この項」に改める。

第七条の五第一項中「平成二十八年度まで」を「平成二十九年度まで」に改め、同項第一号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「この条」を「この項及び第三項」に改め、同項第二号及び同条第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第七条の六第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項中「平成二十八年度」を「数量(第五項及び第七項」に、「初日(以下この条」を「初日(第四項第一号及び第七項」に改め、同条第三項中「以下この条」を「次項第一号及び第七項」に改め、同条第七項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第八条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第十三条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「製造用原料品等に係る」を削り、同条第二項中「証票」を「証明書」に改める。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)」を「幼稚園、小学校」に改め、「義務教育学校の後期課程及び」を削り、「夜間」を「義務教育学校、夜間」に、「、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児」を「若しくは特別支援学校の幼児、児童若しくは生徒」に改め、「児童福祉施設」の下に「若しくはこれに類する政令で定める施設」を加える。

別表第一第二二・〇六項及び第二二・〇八項を削る。

「

(三)　重油及び粗油

A　温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

(b)　その他のもののうち

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦において到着した時においてこれらの性質を有するものの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。第二七一〇・二〇号において同じ。)のうち、農林漁業の用に供するもの

」

別表第一第二七一〇・一九号中